平成２７年（フ）第１４６号
三重県四日市市坂部が丘４丁目１番地２193Ａ号
債務者　今村　宏子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
三重県桑名市東正和台６丁目11番地15
債務者　上田　　拓
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
三重県四日市市幸町９番20号
債務者　松浦　　正
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
三重県四日市市西町７番７号　北畠学園ビル203号
債務者　谷村　**初**枝
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４５６号
京都市左京区田中高原町11番地　洛水コーポ105
債務者　神崎　秀嗣
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５６５号
京都府木津川市加茂町駅東２丁目５番地３　プレステ加茂タワー1705号
債務者　長尾　妙恵（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５６８号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地１　府営住宅小栗栖西団地６－202、前住所京都市下京区梅小路本町31番地
債務者　林　　昇
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５７４号
京都市中京区西ノ京東中合町55番地１　ハイツウエストロード201号室、前住所京都市中京区西ノ京北壺井町69番地８
債務者　中山　次郎
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５８５号
京都市伏見区深草町通町９番地16
債務者　**吉**田　和美
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５９９号
京都市右京区西院春栄町23番地
債務者　鈴木　昌代
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６４１号
京都市山科区西野左義長町20番地18、前住所京都市山科区西野大鳥井町73番地10
債務者　三浦　雅世（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
奈良県大和郡山市小泉町1861番地14　コーポ西野301号室
債務者　田村　典子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１９６号
奈良県生駒市新旭ヶ丘６番35号
債務者　榎本　光栄
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２９号
鳥取県米子市末広町187番地（201号）
債務者　ホリグチアイリーンアラガシこと　ＨＯＲＩＧＵＣＨＩ　ＡＲＬＹＮ　ＡＬＡＧＡＳＩ
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第４４号
広島県尾道市向東町2520番地９
債務者　黒田さとみ
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第４６号
広島県尾道市御調町岩根33番地１
債務者　沖野百合子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１１５号
徳島県徳島市川内町大松393番地の12　ＫＩＷＩ川内501号室、旧住所徳島県徳島市津田本町２丁目２番43号
債務者　長尾　照代
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
徳島地方裁判所民事部